九一一一世紀の仮名の書体 ひらがなを中心として

Writing Style of Kana in the Ninth to Tenth Centuries : A Study with Focus on Hiragana OGURA Shigeji

小倉慈司

はしがき

近年、「仮名」を記した九世紀後半の墨書土器が相次いで発見され、仮名への関心が高まっている。かつては八世紀に万葉仮名が使用された後は、九世紀後半、貞観九年(八六七)に記された讃岐国司解端書において「草仮名」が見られるようになり、一〇世紀の連綿体へとつながっては八世紀の資料も増加していった。そして二〇〇二年には多賀城跡で九世紀有京三条一坊六町跡(藤原良相西三条第)より貞観初年頃と考えられる「平仮名」を記した墨書土器が発見公表されて話題を呼んだ。さらに二〇一三年には以前に京都市堀河院跡より出土した一二世紀末ないし一三世紀初めの墨書土器に再調査の結果、いろは歌全文が記されていたことが公表されたりもしている。

資料の書体の整理を試みたい。

「草仮名」「平仮名」など関連用語の理解・使用が様々であることが、て「草仮名」「平仮名」など関連用語の理解・使用が様々であることが、で、「単仮名」など関連用語の理解・使用が様々であることが、のように平安時代の草体仮名に関する資料が増大し、様々な言及が

漢字と仮名・ひらがな

仮字対,,真字,権也、」と見えており、古代にも真名と仮名を対比的に使した。「成名、「真名」「真字」に対する「仮」の文字であると説明されている〔たとえば森岡二頁、石川一八する「仮」の文字であると説明されている〔たとえば森岡二頁、石川一八する「仮」の文字であると説明されている〔たとえば森岡二頁、石川一八字であると解されることが多く、したがって、仮名とは真名=漢字に対字であると解されることが多く、したがって、仮名とは真名=漢字に対字であると解される『倭片仮字反切義解』序に「真字対,,仮字,正也、まず、「仮名」の定義について確認しておくことにする。「仮名」は「仮まず、「仮名」の定義について確認しておくことにする。「仮名」は「仮名」が、方に、

用している事例を見出せる に思える 〔枕草子九九段等〕 か 5 当然のことのよう

ず

するものである。 字、 て、 考え方は必ずしも特異な説ではなく、 とも記されているが、これは、仮名の「仮」は一音表記のために漢字の 片仮字反切義解』 てたるものなり。」と述べている〔大矢一頁〕ように、 言語を記すに、 しかし仮名と真名の関係についてはもう一つ別の捉え方がある。 (訓) 又は一 字音のそのま、用ゐらる、文字、 を「仮」りたことに由来する文字と解する考え方である。この 音の訓を有する文字を選び、 序には 漢字の音訓を其の意義に拘わらずに仮借せるものにし 「都不」過」於以」義為二真字、音為中仮字」而已、 若くは音尾を省きて用ゐらる、文 大矢透氏が「仮名とは我が国固有 すべて一の漢字を我が単音に当 機能によって区分 倭

0)

0)

と真名の相違点を明確にすることができよう。(6) 曖昧さを生み出してきたのではないか。そこで本稿では後者の立場をと だけで判断するということになる。 るという前者の視点では、 れるということになる。 後者の立場をとれば、 ることにしたい。まずは機能分類として仮名を捉えることにより、 前者の立場をとれば、 漢字と真名とは別であって万葉仮名も仮名に含ま 万葉仮名を仮名から切り離し、漢字として捉え r V 「仮名」であるかどうかを外見の書体や字体(4) わゆる万葉仮名は仮名ではないことになり、 (3) それが、これまでの 「仮名」 研究の 仮名

や草体化が進むことによって、漢字本来の音や字義から離れ、 がなを生み出した流れということになる。(印) ることが指摘されている〔小林abc等〕。それに対し草体化が主にひら(゚゚) 片仮名へ発展していくもので、(7) それを省画化したり草体化したりすることが進められた。省画化は主に こうして仮名は、漢字の字体をそのまま使用する万葉仮名に始まって、 また草体はそもそも漢字の一書体でもあったが、 近年ではその源流が朝鮮半島に求められ 真名が省画化されることもあ 万葉仮名の省画化 表意性が

> はないか。 そも個々人によって異なってもいるであろう。そうした問題点は残るも 線引きをすることは難しい。また、 名の問題はひとまず措くとしても、 払拭されることになった「犬飼a、 感覚と現代の人間の感覚との間に、ずれが生じる可能性があり、そも 、はそれを読む側が表意性を感じるか否か というところに置かれるべきである。草体化(くずし) それでも従来よりは判断基準をより明確にすることができるので 川端、 書かれた当時にそれを目にした人々 万葉仮名と草体仮名との境界は、 澤﨑参照〕。したがって省画 (最初に漢字と認識するか否 の度合いに ま

化 推測される。 字種として確立する以前においてはくずしがゆるくなるのではないかと れていても文脈からその音を推測することが可能であるが、 か。 ようになった段階をもってひらがなの成立と見るのが良いのではな なってしまう。とすれば、 ひらがなとしたのでは、 体は朝鮮半島にも見出すことが可能であり(註(10)参照)、 態と見る視点に縛られたものと言えるであろう。かといって草体仮名自 とえば森岡一九二・一九四頁等〕。しかしそれは連綿体をひらがなの完成 記す連綿体であるか否かが判断材料として重視される傾向にあった(た る文字をひらがなと見做すか否かという問題については、 !をもってひらがなの成立とすることは妥当であろう。 る場合には文字そのものから判断せざるを得ないために、 次に問題となるのは、 ちなみに仮名が補助的に使用される場合にはその仮名がかなりくず その点からも、 日本における文字文化発展の独自性が不明瞭に 草体仮名とひらがなとの関係である。 草体仮名を補助的にではなく中心的に用いる 部分的な草体化ではなく文章全体での草体 文字を続けて 草体仮名 ひらがなが 続けて記さ 従 来 あ

挙げられる資料 小野道風筆『秋萩帖』(一○世紀) ただ、 ひらがなの成立後には上述したこととは別の動きも生じた。 (図1)であるが、 早く築島裕氏が同資料における複雑 は一般に 「草仮名」 の代表例として

にされている〔矢田九五~九六頁〕。この『秋萩帖』の仮名は、表意性がでで草体化を止めておくという方法がとられた仮名であることを明らかみ、仮名字体を完全には漢字字母から乖離させず、還元可能なところまみ、仮名字体を完全には漢字字母から乖離させず、還元可能なところまな、領名字体を完全には漢字字母から乖離させず、還元可能なところまな、質点の多用が平安中期以降の仮名書道の産物と考えられることを指摘な字画の多用が平安中期以降の仮名書道の産物と考えられることを指摘

図1 秋萩帖第1紙(画像提供:東京国立博物館)

図 2 続修正倉院古文書別集 48 第 11 紙 複製

ある。感じられるとしても、それ以前の万葉仮名・草体仮名とは区別すべきで感じられるとしても、それ以前の万葉仮名・草体仮名とは区別すべきで

た形で記されており、万葉仮名と判断して問題はない。

2) や木簡などがあるが、それらは基本的にはもとの漢字の字形を残し仮名で記された正倉院文書続修別集四八中の八世紀の万葉仮名文書(図以上の点に留意して八〜九世紀の仮名資料を見ると、八世紀には万葉

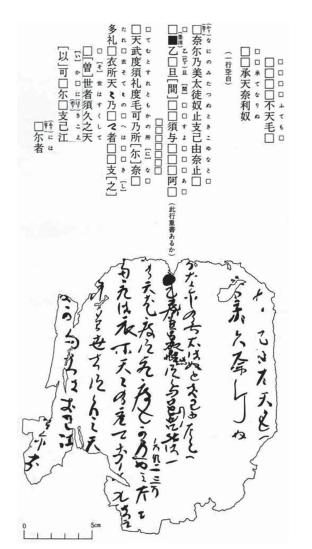
段階には至っていないと言えるであろう。 ある。そうした点からは、 を混用しており、 分的に仮名のみで記された箇所も存在するが、 解に添えて記された藤原有年の端書 次に九世紀中葉の仮名資料を見ると、 またもとの漢字の字形の推測が容易な箇所が大部分で 草体仮名ではあるが、 (円珍関係文書の内) 貞観九年(八六七) 全体としては真名と仮名 まだひらがなと見做す (図 3) 0) 讃岐 は部 国 司

ベ

ら出土した仮名墨書土器(図5)〔京都市埋蔵文化財研究所〕 と考えられる〔築島 c〕。 有年端書に比較して全体的に草体化の度合が進んでいるように見受けら これに対し、ほぼ同時期と見られる多賀城跡出土仮名漆紙文書 〔築島 c〕 有年端書よりも草体化がさらに進んだ段階と言える。 は判読しづらい箇所が多いが、若干真名が混じるものの、 次にやはり同時期の藤原良相の西三条第跡か 内容は書状 においては **図**

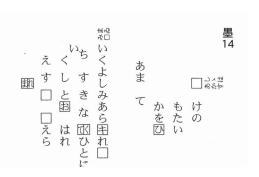
見られるものが大部分であるが、 きく書体の異なるものが含まれている。 存していた」可能性が指摘されている〔鈴木c一八九頁〕。確かにそれら そして有年端書とほぼ同時期に「流麗な連綿体の平仮名に近い書風が併 西三条第跡出土仮名墨書土器の中での書風・字体の多様性があること、 が多く見られるところから、そこに記されているのはひらがなと考える さらに全面的な草体化が指摘でき、また仮名ばかりで記されているも 土した仮名墨書土器には難波津の歌の冒頭部分かとみられる文字が習書 きであろう。 ついてはその書かれた内容が必ずしも明確でなく、 書き方) 仮名墨書土器には放ち書き で書かれたものから連綿体で書かれたもの この仮名墨書土器については鈴木景二氏の検討があり、 (文字を連続させないで一字一字離して書 九世紀後半の射水市赤田Ⅰ遺跡より出 西三条第跡出土の仮名墨書土器 習書ではないかと (墨六六) まで大

藤原有年端書(画像提供:東京国立博物館) 図 3



多賀城跡出土仮名漆紙文書 (築島 c 論考より転載) 図 4





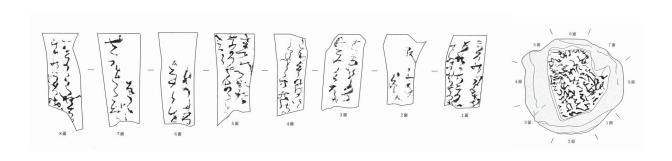




図 5 西三条第跡出土仮名墨書土器 墨 14,66 実測図 (京都市埋蔵文化財報告書より転載)

される され 私的な書状の他に和歌の贈答にも早くからひらがなが用いられたと推測 つほ物語』 が指摘されている〔鈴木ab〕。 坏が出土し、 見られるひらがなを一部連綿体で内面に墨書した一○世紀中頃の土師器 (図 6)、 『伊勢物語』 国府における饗宴の場において寿ぎの和歌が詠まれたこと 大隅国府と推定される霧島市気色の杜遺跡からは和 などからも知られている 土器に和歌を書いたことは『万葉集』や『う (藤岡、 鈴木ab〕 歌と が

0

う。 れば、 とも指摘されている 考えるべきである。連綿体であるか否かは書風・書体の問題であって、 後まもなくの段階において、 がなが連綿性の獲得に進化していったというような発想にとらわれ 漢字を連綿に記すことが行なわれており、 ひらがなの本質とは言えないであろう。中国唐代には狂草体が生まれ そしてそのような九世紀中葉段階における仮名書体の多様性は、 ほど間を置かずに連綿体が生まれたとしても不思議ではないであろ ごく自然に理解できるであろう。 〔天石、宮本など〕。 既にひらがなは様々な書体を持っていたと したがってひらがなの成立後そ すなわち成立当初もしくは成立 空海の書に連綿が見られるこ ひら なけ



図 6 赤田 I 遺跡出土仮名墨書土器 (射水市パンフレットより転載)

体と 化させて片仮名へと進んでいったのであろう。 字体として成立したのであり、 さらに読み取りやすさが求められるものでもあった。これらの点で私的 るから、字画の簡易なることを要する」 〔春日八〇~八一頁〕 ものであり、 るべく小なることを要し、 言の語尾を送つたり、 視はできない。 いる〔小林bc〕。そしてそれらの仮名字体のなかには「ち」「ぬ」「ゐ 白点に使用した仮名字体の体系に共通するものが多いことが指摘され 省画仮名・草体仮名が書き込まれていることが判明したが、 な相違点がある。 な書状に用いられたり和歌を記すものとして登場したひらがなとは大き ひらがな成立の前段階としては、 など現在のひらがなと同じ字体のものが見えてもいる(図7)。であれ ここで仏教経典の訓点として用いられた仮名について付言しておきた 先述したように、 『成実論』天長五年(八二八) ただし訓点は ひらがなは訓点仮名では充分に果たせない機能を持 近年、 文字の音訓を施したりするのであつて、 かつ多くは講義を聴きつ、記入するものであ 八世紀の新羅伝来経に角筆で新羅語による 「漢文の行間に国語の助詞 それによって、 訓点に使用された略体仮名の存在も無 点などの平安初期に東大寺関係僧 訓点仮名はその特性を純 ・助動詞・活用 この仮名字 字形のな

コ

成実論天長五年点

t* 成実論天長五年点

チ

れ引 3

法蓮華経方便品天長五年頃点

成実論天長五年点

ヌ

以

卫

成実論天長五年点

成実論天長五年点

九世紀前期の訓点に見える 図 7 ひらがな類似字体 (築島 b 書より抜粋)

女でにて、

二 一○世紀の仮名の諸形態 (一) ─ 『宇津保物語』 国譲上の記述

前節で見たようにひらがなが誕生したのは九世紀のこととする。 にた字津保物語研究会翻刻(古典文庫本覆刻)によることとする。 原代的にひらがなについて語られた資料は今のところ出現 をながら、同時代的にひらがなについて語られた資料は今のところ出現 と話本に誤写・脱落・錯簡が多いことで知られているが、本稿では新 なく諸本に誤写・脱落・錯簡が多いことで知られているが、本稿では新 なく諸本に誤写・脱落・錯簡が多いことで知られているが、本稿では新 なく諸本に誤写・脱落・錯簡が多いことで知られているが、本稿では新 なく諸本に誤写・脱落・錯簡が多いことで知られているが、本稿では新 なく諸本に誤写・脱落・錯簡が多いこととする。

御文してあり、のしきしにかきて、花のえだにつけて、そんわうのきみのもとに、かゝるほどに、「右大将どのより」とて、て本四くわん、いろ^^

えうある、こゝには、よのためしになん、 ならはせ給ひつべくも侍らねど、めし侍りしかばなんいそぎまいならはせ給ひつべくも侍らねど、めし侍りしかばなんいそぎまいならはせ給ひつべくも侍らねど、めし侍りしかばなんいそぎまい りづからもてまいるべきを、おほせごと侍し宮の御てほん、もて

とてたてまつれ給へり、御ぜんにもてまいりたり、み給へば、きばとてたてまつれ給へり、御ぜんにもてまい。 はなちがきにかきて、松につけたるはさうにてなつのし、あかき で、はなちがきにかきて、松につけたるはさうにてなつのし、あかき で、はなちがきにかきて、おなじもじをさまぐ、にかへきてかけり、 で、はなちがきにかきて、おなじもじをさまぐ、にかへきてかけり、 おが、きて はるにつたふる みづせきも すみかはりてや み えんとすらん

まらざりけり ちどりのあとも とまだしらぬ もみぢとまどふ うとふうし ちどりのあとも と

さしつぎに、

とぶとりに あとあるものと しらすれば 雲ぢはふかく ふみ

かよひけん

いにしへも いまゆくさきも みちく〜に 思ひ心あるつぎにかたかな、

あしで、

なよきみ

そこきよく すむともみえで 行水の 袖にもめにも たえずも

ある哉

と、いとおほきにかきて、ひとまきにしたり

記されていないが、その三種について整理すると、次のようになる。(仮名)」で記されたものであったという。四巻とありながら、三種しか花の枝につけて贈る。それは「し(真)のて(手)」「さう(草)」「かなの書の手本を所望された仲忠(右大将)は、手本四巻を色々の色紙に書き、の書の手本を所望された仲忠(東宮と藤壺との間に生まれた王子)のため

赤き色紙	青き色紙	黄ばみたる色紙	色紙
卯の花	松	山吹	つけた枝
かな(仮名)	さう (草)	し(真)のて(手)	書体
(和歌など)	夏の詩	春の詩	内容

うことになり、「真の手」が(真名の)楷書体もしくは行書体、「草」が(真という点から考えて、一番目の「真の手」と二番目の「草」は真名とい対応から考えれば、三番目が「仮名」であること、かつ詩が記された

めておくことをお断りしておく を中心に検討を加え、 稿では通説として新編日本古典文学全集本の現代語訳、また当該史料を た。これについて言及した先行研究は、 き方や書風・筆跡の意であり、ここでは書体を指していると考えられる。 名の)草書体と見做せるであろう。 深く読み込んだ原田芳起氏および山田健三氏の説 く存するが、 そして赤い色紙に記された仮名についてはさらに様々な書体で記され 充分な論拠を示さずに論じたものが少なくないため、 その他の諸説は必要に応じて言及することにとど なお「真の手」の「手」とは字の書 伴信友『仮字本末』 〔原田、 山田健三ad 以来、 本

が (5) なよ君」という歌を、 跡あるものと知らすれば雲路は深くふみ通ひけむ」という歌を、 もとまらざりけり」という歌を、四番目が④「さしつぎに」「飛ぶ鳥に がかきて春に伝ふる水茎もすみかはりてや見えんとすらん」という歌を く水の袖にも目にも絶えずもあるかな」という歌を、順に大きく書いて 一番目が③「女手にて」「まだ知らぬ紅葉とまどふうとふうし千鳥の跡 巻としたという。 初めが①「男にてもあらず、女にてもあらず」という書体で「あめつち 次が②「男手、放ち書き」にて「同じ文字をさまざまに変へて」「わ 「片仮名」にて 「いにしへもいま行くさきも道々に思ふ心あり忘る 六番目が⑥ 「葦手」で 「底清くすむとも見えで行 五番目

に蒔絵したる蓋に書きたる葦手の歌」と見える〔平安朝歌合大成新訂増 禄四年円融院・資子内親王乱碁歌合』に「七月七日、 として用いられたのが明確な事例としては、 る 所褒子歌合』十巻本に などの絵に似せて絵画化して記したものである。『延喜廿一年京極御息 た省画の仮名書体であり(なお註(7)も参照)、⑥葦手は文字を一部葦 ⑤片仮名は現在と同じようにその大部分が漢字の字形の一部分を用い 〔平安朝歌合大成新訂增補版一—二二七頁〕 「青鈍の裾濃の裳に雌黄して葦手かけり」と見え 天禄四年 のが史料上の初見で、 (○中略) さまざま (九七三) 書体 灵

と考えられる。

山田健三氏は、「論理的には、

男手・女手・Xを鼎立さ

すなわち「あめつちの詞」

たという点から考えれば、(ラ)

書体であり、

についての検討に移りたい。①は

「男手」でも「女手」でもない仮名の

次に①「男にてもあらず、女にてもあらず」、②「男手」、③

「女手

名における最初の手本であることを意味する)、その内容が「あめつち」

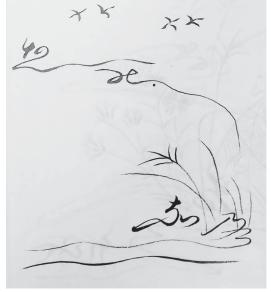
(「あめつち」で始まる仮名の字母表)

であっ

初心者向けのごくありふれた書体で記した

仮名の書体の中で一番最初に記されていること

(それは仮



葦手の例(本館蔵 H-743-361『あしで考』より)

られる。 14 手で続けて、といった意味〔古典文学大系等〕に解すべきであると考え 位置。」といった意味である 典文学全集等〕が、 らくは水辺に葦手が描かれたものであったろう(葦手の例は図8参照)。 補版一─五五○頁〕ことが指摘されている。歌の内容より推して、 「さしつぎに」は、 「さしつぎ」は 「連綿体のことか」とする解釈もある〔新編日本古 〔小学館日本国語大辞典〕 「そのすぐ次に続くもの。 から、 ③と同じ女 また、次

4

それに従うべきであろう。 それに従うべきであろう。 それに従うべきであろう。 それに従うべきであろう。 それに従うべきであろう。 それに従うべきであろう。 それに従うべきであろう。 それに従うべきであろう。

は、 かにされている〔春日七九頁、 成立期の草体仮名・ひらがなの字種が限られたものであったことが明ら 駆使したことに言及するほどの意義を見出せないとされたが、 文の乱れを想定しない限りその解釈にはやはり無理がある。 現であるとの解釈も提出されている〔山田健三a四八六~四八七頁〕 変へて」書いたと記されることについて、これは男手だけでなく、以下 も考えられる。ここでは取り敢えず男手には放ち書きで書かれたものが る可能性もあるが、 筆を続けた草がなの書風も男手と呼んでいた」〔原田二○一頁〕からであ 国譲上がわざわざ「放ち書き」と断っているのは「多少字と字との間で が一般に広く共有されるにいたっていないが、男手・女手ともに仮名の ても男手が「男文字、即ち漢字」であり、女手が「漢字(男手)に対し 手・女手については近年刊行された古語辞典である『古語大鑑』におい に記される女手や片仮名・葦手を含んで「さまざま」と記した挿入的表 あったことを確認しておきたい。なお、続いて「同じ文字をさまざまに て平仮名の称。 〔原田二〇二頁、山田健三a四八七頁〕。 男手と 「放ち書き」 の関係について、 書体であることは、 その次には②「男手、放ち書き」と③「女手」によって書かれた。男 異体仮名利用が通常である時代においてわざわざ多くの異体仮名を 女文字。」と説明される〔築島d〕など過去の研究成果 放ち書きという男手の特性を強調して述べた可能性 今、検討している国譲上の記述から明らかである 築島c三九九頁等〕。であれば、 山田健三氏 通説通り 実際には が、

> 題はなかろう。 男手の歌において多くの異体仮名を駆使したことを意味すると解して問

男手の語については、国譲上の記述の他、『蜻蛉日記』上(三四段)に「女にかき給へり、おとこの手にてこそくるしけれ、」と見出せる。これたとを強調するため(あるいは実際は道綱母が書いていたのだが、男性である兼家が書いたかのように装おうとしたということなのかもしれない)に男手で書いたことを言っているのであろう。返歌として『蜻蛉はひをまたん からきわざかな」という和歌である。これを異体仮名を多用して書いた可能性が考えられる。

さに 終わったことが指摘されている〔矢田九七頁〕。だとすれば、 がなを越える利点がなかったために、すぐにひらがなに包摂され短命に なる。一方、『秋萩帖』的な仮名書体は、装飾性ということ以外にひら 手の語は『宇津保物語』と『蜻蛉日記』に見えるだけで以後は見えなく を評価した〔矢田九六頁〕。この『秋萩帖』の特徴は男手に一致する。 後に文字のバリエーションを増やすことを試みたものとして『秋萩帖』 八五·八八頁、築島a三九五頁等〕伝小野道風筆『秋萩帖』(一〇世紀) まで「草仮名」の実例とされてきた〔古谷五三頁、吉澤a一九〇頁、 このように異体仮名を多用して書かれた資料の実例としては、 前掲) 『秋萩帖』的な書体のことであったのではなかろうか が思い浮かぶ。先にも述べたが、矢田勉氏は、ひらがな成立 男手とはま **図** 男

れる男手と対極的な書体であることが推測される。とすれば、通説通り王)のために書いた仮名の手本であり、また少なくとも放ち書きが含ま本参照〕。史料に即して解釈すれば、この女手は男性(仲忠)が男性(孫最後に残った③「女手」もまた論者によって概念が異なる語である〔藤

られていなかった。連綿体であることは認めて良いであろう。そしてその使用者は女性に限

着して以後のことであろう。 らがな・片仮名を最初に学ぶようになるのは、 の段階では、漢字を学んだ者がひらがなの使用を始めたはずである。ひ 学び、ついで)ひらがなから学習を始め漢字に進むように思いがちだが なに」て和歌を記したと見えることや後世の感覚から、(まず片仮名を 習過程を踏まえたものであったのではないかと推測されよう。『堤中納 女にてもあらず」→女手という順序ではないことを考えれば、 重きを置いてよいかどうかは難しいが、しかし男手→「男にてもあらず、 仮名、葦手といった順に記されていたことである。このことにどこまで 仮名のなかでは「男にてもあらず、女にてもあらず」、男手、女手、 検討を加えてきた。一つ興味深いことは、その手本が真名ついで仮名、 ひらがなは漢字を踏まえて成立した字体であるから、ひらがな成立当初 以上、 の虫めづる姫君に「かなハまたかき給ハさりけれハ、かたかん 『宇津保物語』 国譲上に記された仲忠作成の書の手本について それらが完全に社会に定 やはり学

一○世紀の仮名の諸形態 (二) ─『宇津保物語』 蔵開中と 『源氏物語』

見えている。 げてみたい。『宇津保物語』蔵開中には仮名に関して次のような記載ががてみたい。『宇津保物語』国譲上以外の史料を取り上げて検討の幅を広本節では『宇津保物語』国譲上以外の史料を取り上げて検討の幅を広

じごと、一にはかたかんな、ひとつにはあしで。まづれいのてをよいの女のて、ふたくだりにひとかたかき、一にはさう、くだりおなしおりて、大のさうしにつくりて。あつさ三寸ばかりにて一にはれるの時ばかりよりは、これ(○俊蔭の詩集)はしばしとゞめさせ給て、

ませ給、

名の草は女手とは明瞭に区別された書体であり、 仮名の草と真名の草が同じものであったとは言えないが、少なくとも仮 すなわち「草」には仮名の草と真名の草とが存在したということになる。 集であるからこの「草」は真名が草書体で書かれていることを意味する。 漢字体を意味するか)、後者が「さう(草)」であったと形容される。 り、」「さうにかけり、」と形容されており、前者が自筆の古文(古様の ことも記されているが、そこではそれぞれが「そのてにてこぶみにかけ 書き表わされていた。蔵開中の冒頭には俊蔭と俊蔭父の詩集を講書する とも記されている。この女手と「草」とは一つの歌を二行で記す形式で の女の手」とは一般的な女手の意であろうか、「れい たかんな(片仮名)」「あしで(葦手)」の四種からなっていたという。 るが、その俊蔭母歌集は「れい たる俊蔭母 在であった可能性が考えられる。 天皇と東宮、 (天皇の父嵯峨院の姉でもある)の歌集を見るという筋であ 五の宮 (東宮の弟)、仲忠の四人で、仲忠の曾祖母にあ 例 の女のて(手)」「さう 真名の草に近似する存 (例) のて (手)_ (草)」「か

記されている。 梅枝には仮名についての議論が、 次にやや時代が下るが、『源氏物語』梅枝には仮名についての議論が

中略)」とうちさ、めきて聞こえ給ふ、 中略)」とうちさ、めきて聞こえ給ふ、

よはき所ありて、にほひぞ少なかりし、院の内侍 こそいまの世の「故入道の宮の御手は、いと気色深うなまめきたる筋はありしかど、「

上手におはすれど、あまりそぼれて探せるならべじや」と我ぼめをいの君と、前斎院と、こゝにとこそは書き給はめ」とゆるし聞こえ給へば、「この数にはまばゆくや」と聞こえ給へば、「いたうな過ぐおへば、「この数にはまばゆくや」と聞こえ給へば、「いたうな過ぐおれば、「この数にはまばゆくや」と聞こえ給へば、「いたうな過ぐおれば、「この数にはまばゆくや」と聞こえ給へば、「いたうな過ぐおれば、「この数にはまばゆくや」と聞こえ給へば、「いたうな過ぐれて、こうである。

思くに書け」との給へば、みな心く、にいどむべかめり、悪い、ないでは、人びと難きことにおぼして、かへさひ申給もあれば、人びと難きことにおぼして、かへさひ申給もあれば、かしきを、「このもの好みする若き人々心みん」とて、宰相の中将、かしきを、「このもの好みする若き人々心みん」とて、宰相の中将、かしきを、「このもの好みする若き人々心みん」とて、宰相の中将、がは、事ならびなく選り出でて、例の、所く、に、たゞならぬ御墨、筆ならびなく選り出でて、例の、所く、に、たゞならぬ御墨、筆ならびなく選り出でて、例の、所く、にいどむべかめり、

がぎりさぶらふ、(〇中略) がぎりさぶらふ、(〇中略) がぎりさぶらふ、(〇中略) がぎりさぶらふ、(〇中略) がぎりさぶらふ、(〇中略) がぎりさぶらふ、(〇中略) がぎりさぶらふ、(〇中略)

申格) 御みまいり添へさせ給て、やがて待ちとり入れたてまつり給ふ、(○御みまいり添へさせ給て、やがて待ちとり入れたてまつり給ふ、(○年部卿の宮渡り給」と聞こゆれば、おどろきて御なをしたてまつり、

さらめき、そばめたる古言どもを選りて、たゞ三くだりばかりに、いといたう筆澄みたるけしきありて、書きなし給へり、歌もことやがて御覧ずれば、すぐれてしもあらぬ御手を、たゞ片かどに、

ヶ少なに、好ましくぞ書き給へる、(○中略) すりょく

書き給へる草子どもも、隠し給べきならねば、取う出給て、かたみに御覧ず、唐の紙のいとすくみたるに、草書き給へる、すぐれてみでたしと見給に、高麗の紙の、肌こまかに和うなつかしきが、色みでたしと見給に、高麗の紙の、肌こまかに和うなつかしきが、色みでたしと見給に、高麗の紙の、肌こまかに和うなつかしきが、色などははなやかならでなまめきたるに、おほどかなる女手の、うるなどははなやかならでなまめきたるに、おほどかなる女手の、うるなどははなやかならでなまめきたるに、おほどかなる女手の、うるなどはなやかならでなまめきだった。

紙におっとりした女手を麗しく記したもの、また国産の紙屋紙の色紙に 氏が記した草子は、固い唐紙に「草」を書いたものや、きめ細かい高麗 卿宮が出来上がった草子を持参してやって来たが、それは変わった古歌 満足のいくまで、「草のもたゞのも女手も」書き尽くした。そこに兵部 の執筆を依頼し、自らも書くこととする。源氏は古歌など思い起こして じるものであることが述べられ、それから兵部卿宮や左衛門督らに草子 夜、 熱心に習っていたときには手本を多く集めたこと、そのなかでも六条御 ていくなかで仮名だけは今の世の方が優れているとして、かつて女手を 執筆を依頼し、自らも執筆するという場面である。万事が昔に比べて劣っ を選んで一首三行に字数少なめに記したものであった。これに対し、源 息所(中宮の母御息所)の筆跡が優れていたこと、さらに藤壺宮や朧月 ついて語り、 「さうの歌」を筆にまかせて書き散らしたものであったりした。 源氏が、明石姫君の輿入れの料として選ばれた草子を前にして仮名に 紫の上らの筆跡を褒め、真名が上達しても仮名に整わない文字が混 諸人の筆跡を論評した後、兵部卿宮や左衛門督らに草子の

や「高麗の紙の、肌こまかに和うなつかしき」に麗しく書いた「おほどが示されているが、それは「唐の紙のいとすくみたるに」書いた「草」ここでは源氏が書いたという「草」「ただ」「女手」という三種の書体

歌 のか、またどこまでが女手なのかを見極めるのは現状では難しく、 ばならない。残念ながら、 わせれば、草とは、草体ではあるといっても連綿性の弱い書体でなけれ 草がその代わりを果たすこととなったのであろう。以上のことを考え合 草が女手と対立的なものとして描かれている。男手の書体が消えた後は、 筆跡が流麗なものでなかったことを表わしているのであるが、ここでは その筋とも見えず漂ひたる書きざま」という表現が見える。 あったと見られる。『源氏物語』常夏では「いと草がちに、いかれる手の、 にふさわしい書体であったのだから、 められているので、仮名の一書体と考えられる。それは固い唐紙に記す(a) そもが明石姫君に贈られる草子であり、物語の展開も仮名の話として進 とあるところからも連綿体と考えられる。次に「唐の紙のいとすくみた して問題なかろう。「おほどかなる(おっとりしている、おおらかである)」 どうかは断言できないものの、まず両者に見える「女手」は同じと見做 かなる女手」、「こゝの紙屋の色紙」に筆にまかせて乱れ書いた「さうの るに(こわばっているものに)」書かれた「草」であるが、これはそも でもあった。共に三種であるからといって単純に一対一対応するか(゚ロ゚) 「草」「ただ」が現存する遺例の中に存在する 女手と対極的な位置にある書体で 近江君の 今後

むすび

の課題としたい。

間を置かずに生まれた可能性が高い。一方、一〇世紀段階で「男にもあ 綿体が確認されることからすれば、 るものとして語られてきた。しかし実際には九世紀中葉段階で早くも連 成形態ととらえる観点に立ち、 が充分に区別せずに論じられる傾向にあり、 討を加えてきた。従来の研究は必ずしも史料上の用語と概念上の用語と 平安中期までの資料を中心に、ひらがな成立期の仮名書体について検 万葉仮名から 連綿体はひらがな誕生後、 また連綿体をひらがなの完 「草仮名」を経て女手に至 それほど

> である。 も伝達の正確性は重視されない。これに対し、片仮名は文字情報そのも く様々な書体が発達したことの理由でもあろう。そこにおいては必ずし 情を込めることが可能な伝達手段として発達した。それが成立後まもな 筆者を特定できるまでに書体や書風までも含めて様々な個人の情報や心 的に個人間のやりとりに用いられるものとして生まれ、受け取った側が(32) 後、 は草と呼ばれる書体がそれに代わるようになった。なおひらがなの成立 草体の書体であったと見られるが、まもなく衰え、一一世紀の段階 手の学習が行なわれた。男手は いる書体でもあったと推測される。一〇世紀段階では、 えよう。そしてそれは 本とされた書体でもあったから、初心者向けの仮名の書体であったと言 らず、女にてもあらず」と表現された書体は、仮名の最初の手習いの手 の正確な伝達という点に主眼が置かれ、発達していくことになったの(3) 省画を主体とする片仮名もその形を整えていく。ひらがなは、基本 『源氏物語』 『秋萩帖』のような異体仮名を多用した 梅枝において「ただ」と表現され 続いて男手・女

註

0)

- (1) 二○一三年六月二七日発表。なお、九世紀後半から一○世紀にかけての仮名資 料については鈴木abc論文で整理紹介されている
- 2 乎不」仮良須書記須、」という表現が見える。

 そこでは語そのものを「仮りる」と言っ ているので意味が異なるが、参考にすることができよう 名)と云ふ。」「漢字を仮用したる文字の義である」とする〔与謝野一三九頁〕。 『続日本後紀』 与謝野寛氏は「漢字の音を仮用して国語の音を写す文字を総称して「カナ」(仮 嘉祥二年(八四九)三月庚辰条には「此国乃本詞尓逐倚天、 唐乃詞 。なお、
- (3)「万葉仮名」という学術用語の成立に問題があることは山田健三 c論考で論じ との理解で混乱は生じないため、本稿ではこの語を使用することとする。 、現在、 一般的に使用されている「万葉集に用いられている仮名」
- いる「字体は文字の骨組みである」という考え方を踏襲する。文字の骨組みとは、 字体表 I 前文三(1)で示されている「字体については、常用漢字表に示されて 書体・字体については、二○○○年一二月答申の第二二期国語審議会表外漢字

葉仮名が「仮名」以外の用法を持つことも事実であり、この点にも留意してお 殊な存在である」ことを指摘されておられる〔犬飼b一五~一六頁〕ように、万 system の上では漢字に所属し、表語文字としての性質を失っていないという特 が、万葉仮名が「用法上、日本語をあらわす表音文字として用いられながらも、 として見た」文字を区別されたこと〔山田俊雄、池上〕を参照して、犬飼隆氏 二面からとらえることを提言し、池上禎造氏が「材料としての」文字と「用法 印刷文字で言えば、明朝体、ゴシック体、正楷書体、教科書体等がある。」に従う。 の字体を具体的に出現でせた書体として存在しているものである。書体には、 スタイルで統一されている。すなわち、現実の文字は、例外なく、骨組みとして 縦画を太く横画を細くして横画の終筆部にウロコという三角形の装飾を付けた 現させる必要がある。この字体の具体化に際し、視覚的な特徴となって現れる これを可視的に示そうとすれば、一定のスタイルを持つ具体的な文字として出 文字との弁別にかかわるものである。字体は抽象的な形態上の観念であるから、 ある文字をある文字たらしめている点画の抽象的な構成の在り方のことで、他の ただし山田俊雄氏が文字を「素材としての文字」と「用法における文字」との 定のスタイルの体系が書体である。例えば、書体の一つである明朝体の場合は、

(6) 山田健三氏は「万葉仮名」という用語に検討を加え、視覚的な漢字と機能的な「直字」での取り誤り」とされる〔山田健三 c 二九頁。山田健三 d 五四~五五頁も参照〕。 という言説は、歴史主義に立漢字を区別し、「「万葉集は漢字で書かれている」という言説は、歴史主義に立

(7) 『倭片仮字反切義解』に「省二偏旁点画」作二片仮字、」と見え、また全長『伊呂波字考録』上に「片仮字とは全字に音をかり其字の片傍を略書する故に片仮字と波字考録』上に「片仮字とは全字に音をかり其字の片傍を略書する故に片仮字と云」とある〔全長九頁〕。「片」は不完全という意味であって、「不正確に書かれた平仮名」も指し得たという説もある〔坪井 a 六九頁〕が、『宇津保物語』国譲上において「片仮名」が一書体として挙げられていることから考えても従えない。なお、『堤中納言物語』虫めづる姫君に「かなハまたかき給ハさりけれハ、かたかんなに」と見えるように、片仮名とそれ以外の「かな」とを区別する用法もあった(坪井 a 論考はこの記述をもとに先の論を展開するが、「かなハまたかき給ハさりけれハ」を「きちんとした仮名はまだお書きにならなかったので」と解するのは無理がある)。これは片仮名が他の仮名の書体とは異なり、原則的に草体化の方向へ進まなかったためであろう。片仮名についてはそのすべてを省画と考えてよいかどうかなどといった問題も残されているが、本稿ではそこまで踏み込んでは論じないこととする。

<u>15</u>

(8) 真名の省画化自体は中国にさかのぼる〔築島a三六三頁〕

(9) 「平仮名」の語は連綿体で記された場合に限って使用するなど論者によってその定義が異なる。しかも「平仮名」の語が出現するのは一四七〇年頃であり〔山の定義が異なる。しかも「平仮名」の語が出現するのは一四七〇年頃であり〔山内〕、古代での使用例は確認されていないため、古代に「平仮名」の語を使用すべきだとされる〔名児耶三八頁〕が、「狭義の「仮名」」という語の使用は煩雑べきだとされる〔名児耶三八頁〕が、「狭義の「仮名」」という語の使用は煩雑べきだとされる〔名児耶三八頁〕が、「狭義の「仮名」」という語の使用は煩雑べきだとされる〔名児耶三八頁〕が、「狭義の「仮名」」という語の使用は煩雑べきだとされる〔名児耶三八頁〕が、「狭義の「仮名」」という語の使用することとする。

けではない。〔小林a九四~九五・九七頁等〕、草体仮名そのものが日本で発明されたというわ〔小林a九四~九五・九七頁等〕、草体仮名そのものが日本で発明されたものもあり

(1) 「草仮名」も論者によって概念が異なる学術用語である〔鈴木・参照〕。史料上の「草の語としては、平安期には『宇津保物語』『枕草子』『栄花物語』に一例ずつ見の語としては、平安期には『宇津保物語』『枕草子』『栄花物語』に一例ずつ見の語としては、平安期には『宇津保物語』『枕草子』『栄花物語』に一例ずつ見

常住の名などと考える説などもある〔乾〕。(12) 墨一五の「かつらきへ」については、催馬楽の一句と見る説がある〔鈴木c〕

行書の手本の脱落を推測する説〔吉澤b四一頁〕もある。

 $\widehat{13}$

ことも問題なく解釈できると考える。 ことも問題なく解釈できると考える。 ことも問題なく解釈できると考える。 しつぎ」そのものの一般的な意味によって解釈すれば、対になる和歌である様子であろう」と解釈する〔山田健三a四九二頁〕。その背景には、女手による様子であろう」と解釈する〔山田健三a四九二頁〕。その背景には、女手による様子であろう」と解釈する〔山田健三 a四九二頁〕。その背景には、女手による様子であろう」と解釈すると考える。 ことも問題なく解釈できると考える。 ことも問題なく解釈できると考える。

な」であることが明記されているので、その可能性は除外してよいであろう。書である『千字文』を指す可能性も考えられなくはないが、ここではその前に「かなお、『千字文』も「天地玄黄」で始まることから、「あめつち」とは漢字学習

見られる。私見では、「男手」「女手」は文字種・文字概念ではなく書体と考える。「名書体の存在」が確認されるとしており〔山田健三a四八六頁〕、記述に混乱がから四八文字からなる「「あめつち」を記すに相応しい仮名セット、もしくは仮四八二頁〕一方で、文字概念であるとも述べられ〔山田健三a四八三頁〕、そこただし山田健三氏は「男手」「女手」を書体と正しく認識する〔山田健三a

- (17) これ以前に俊蔭母の筆跡についての記述は見えない。
- 学大系等〕に従いたい。 そうではなく漢字を多用して字数を少なめにしたと解釈する説〔新日本古典文(18) 「文字」を真名と限定解釈して仮名を多用したことを指すとする説もあるが、
- である〔原田二〇五頁〕。 学大系、小松八一頁、古谷五五頁〕が、三種の書体を並べたものと解釈すべき(9)「草のも、ただの仮名も、すなわち女手も」と解釈する説もある〔日本古典文
- としなかったのかは不詳。 としなかったのかは不詳。としなかったのかは不詳。としなかったのかは不詳。というがなに使い分けたのは本稿で底本とした新日本古典文学大系校注者の20) 唐紙に書いた「草」も紙屋紙に書いた「さう」も底本は「さう」であって、漢
- が、本文で述べたように考えるので従えない。(21) 原田氏は漢詩などを草書風に書いた真名であったと解釈される〔原田二〇六頁〕
- 含めて言えることであろう。
 の思いを微妙なニュアンスや言葉のひびきもそのままに伝えるという用に足るの思いを微妙なニュアンスや言葉のひびきもそのままに伝えるという用に足る2) 別府節子氏は、「表側の文化でどんなに技巧的な漢詩文が盛んであろうと、私22) 別府節子氏は、「表側の文化でどんなに技巧的な漢詩文が盛んであろうと、私
- (23) 『宇津保物語』では筆跡を見て筆者を判断している場面が多く記されている(たとえば国譲上で、実忠は筆跡から藤壺の手紙であることを判断している)。また大坪併治氏は『源氏物語』に見える仮名書道の考え方について「歌の父母の様にてぞ、手でき。人の、初めにもしける」と記されているが、について「歌の父母の様にてぞ、手でき。人の、初めにもしける」と記されているが、について「歌の父母の様にてぞ、手でき。人の、初めにもしける」と記されているが、そのことは、この仮名序が作られた一〇世紀初頭の段階では、和歌が書かれるものとして認識されていたことを意味する(だから「歌の父母」が手習いの初めの歌でもある)。
-) したがって片仮名には草書体は生まれなかった。

参考文献

乾 善彦 「仮名の用途からみた万葉仮名とひらがな」『日本語学』三二―一一 二〇石川九楊 『ひらがなの美学』新潮社 二〇〇七年 初出二〇〇六年池上禎造 「文字論の位置」『国語・国文』一五―三・四 一九四六年法大師書蹟大成』鑑賞篇 東京美術 一九七九年 ステ石東村 「風信帖、灌頂記の技法について」空海の書刊行委員会編『空海の書 弘天石東村 「風信帖、灌頂記の技法について」空海の書刊行委員会編『空海の書 弘

- 一九七三年の研究』笠間書院 一九九二年(増補版二○○五年) もとになった論考犬飼 隆a「万葉仮名に内含されていた片仮名・平仮名への連続面」『上代文字言語
- 「文字表語機能観」同書所収
- 大矢 透 「仮名の研究」『音図及手習詞歌考』勉誠社出版部 一九六九年 初出一九大坪併治 「片仮名・平仮名」『岩波講座日本語』八文字 岩波書店 一九七七年
- 社会思想社 一九七五年川端善明 「万葉仮名の成立と展開」上田正昭編『日本古代文字文化の探求 文字』
- ―九)平安京右京三条一坊六・七町跡―西三条第(百花亭)跡―』二〇一京都市埋蔵文化財研究所編・発行 『(京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告二〇一一
- 『文字とことば―古代東アジアの文化交流』二〇〇五年小林芳規a「文字の交流―片仮名の起源―」青山学院大学文学部日本文学科編・発行

b「角筆による新羅語加点の華厳経」

『南都仏教』九一 二○○八年

c「角筆で書いた新羅語の発見」『角筆のひらく文化史』岩波書店 二○一

- 小松茂美 『かな』岩波新書 一九六八年
- b「気色の杜遺跡出土の仮名墨書土器」霧島市埋蔵文化財発掘調査報告書・鈴木景二a「平安前期の草仮名墨書土器と地方文化」『木簡研究』三一 二○○九年
- 二『気色の杜遺跡』霧島市教委 二〇一一年
- 二○一三年二○一一一九)平安京右京三条一坊六・七町跡─西三条第(百花亭)跡─』二○一一─九)平安京右京三条一坊六・七町跡─西三条第(百花亭)跡─』都市埋蔵文化財研究所編・発行『(京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告で「平安京右京三条一坊六町(藤原良相西三条第)出土の仮名墨書土器」京
- ロ「平安時代の仮名の出土資料」『歴史と地理』六六五 二〇一三年
- b『平安時代訓点本論考』ヲコト点図仮名字体表 汲古書院 一九八六年築島 裕a「古代の文字」中田祝夫編『講座国語史』二 大修館書店 一九七二年公刊元文二年(一七三七) 『伊呂波字考録』福井久蔵編『国語学大系』文字一 厚生閣 一九三九年

c「多賀城跡漆紙仮名文書について」『宮城県多賀城跡調査研究所年報』

九九一 宮城県多賀城跡調査研究所

一九九二年

編 d 『古語大鑑』 一 東京大学出版会 二〇一一年

坪井美樹 a 「〈片仮名〉で書かれた和歌」 『文芸言語研究』 言語篇二九 一九九六年 「男手・女手」 『筑波日本語研究』 八 二〇〇三年

名児耶明 「書に親しむ」14『茶道の研究』六八七 二〇一三年

原田芳起 「男手女手名義考」『平安時代文学語彙の研究』続編

風間書房 初出一九七一年 一九七三

「仮字本末」『伴信友全集』三 国書刊行会 一九〇七年 八五〇) 初刊嘉永三年(一

伴

藤岡忠美 「平安京跡出土墨書土器和歌を読む」『王朝文学の基層』和泉書院 二〇一 初出二〇〇五年

藤本憲信 「女手考」『国語国文学研究』 三二 一九九七年

古谷 稔 『日本の美術』五 平安時代の書 至文堂 一九八一年

別府節子 「書と書物」院政期文化研究会編『院政期文化論集』四宗教と表象 社 二〇〇四年 森話

宮本竹逕 「仮名の根源となる空海の連綿体」空海の書刊行委員会編『空海の書』弘 法大師書蹟大成 鑑賞篇 東京美術 一九七九年

矢 森田 岡 隆 『図説 かなの成り立ち事典』教育出版 二〇〇六年

勉 究紀要』三六 二〇〇〇年 「文字史研究における「片仮名」「平仮名」「草仮名」」『白百合女子大学研

山内洋一郎「ことば「平仮名」の出現と仮名手本」『国語国文』八〇一二 二〇一一

山田健三 a 「「男手」考」田島毓堂編『日本語学最前線』和泉書院 二○一○年

b 「「草仮名」名義考」国語語彙史研究会編『国語語彙史の研究』三二 二 c 「書記用語「万葉仮名」をめぐって」『(信州大学) 人文科学論集』文化コ 〇一三年

ミュニケーション学科編四七 二〇一三年 「仮名をめぐる歴史上の書記用語・再考」 『日本語学』三二―一一 二〇

d 一三年

山田俊雄 「日本語原考」(其十一)『明星』五―二 一九二四年 「国語学における文字の研究について」 『国語学』二〇 一九五五年

吉澤義則 a 「平仮名の研究」 『国語科学講座』 八 明治書院 一九三四年 b 「平仮名の発達」『日本書道随攷』白水社 一九四三年 初出一九三七年

資料依拠テキスト

『宇津保物語』 宇津保物語研究会編『宇津保物語 本文と索引』 笠間書院 一九七三年

(底本尊経閣文庫本)

『延喜廿一年京極御息所褒子歌合』十巻本 平安朝歌合大成新訂增補版(底本陽明文

新日本古典文学大系(底本宮内庁書陵部御所本)

『源氏物語』 『蜻蛉日記』 新日本古典文学大系(底本大島本

『古今和歌集』 新日本古典文学大系(底本今治市河野美術館本)

『続日本後紀』 新訂增補国史大系

『天禄四年円融院·資子内親王乱碁歌合』平安朝歌合大成新訂増補版 (底本陽明文庫本) 『堤中納言物語』 『倭片仮字反切義解』 国立歴史民俗博物館貴重典籍叢書(高松宮家伝来禁裏本) 群書類従(続群書類従完成会訂正三版)

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇一四年一月七日受付、二〇一四年一一月七日審査終了)